

あなたの街が子育てを応援!!

彩の国  埼玉県

3キュー 

子育てチケット  をご存じですか?

埼玉県のマスコット コバトン



平成29年度以降 **3人目**以降のお子様が生誕した世帯が対象です。

出生届提出後…

① 申請書を記入

「住民票」は、世帯全員分（コピー可）
「子ども医療費受給者証」は子ども全員分（コピー）

② 「住民票」または「子ども医療費受給者証」の写しを用意

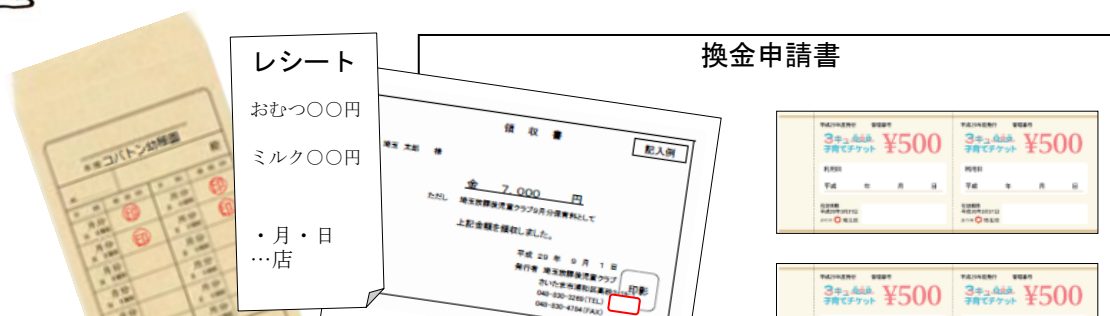
③ 封筒に入れポストへ投函



ご自宅に **最大5万円**分のチケットが届きます!

(1年目2万円、2年目2万円、3年目1万円)

おむつ・ミルクの購入他、いろいろな子育てサービスに使える!



現金で支払い、領収書やレシート、入場券半券、月謝袋があれば
換金ができます! (領収書、レシート、半券は原本 月謝袋はコピーでも可)

- ▽対象メニュー (一部) 裏面をご覧ください
- 市販のおむつ・ミルク
 - ベビーシッター
 - 一時預かり
 - 家事ヘルパー
 - 産前後マッサージ
 - クリーニング (パパのワイシャツもOK)
 - 県内の遊園地
- ※兄弟姉妹の幼稚園等で集金されたクレヨン代などにも利用可能



対象メニュー▽

同一世帯のご家族のどのの方の分にも利用いただけます。



マタニティヨガ



骨盤矯正
マッサージ



母乳マッサージ
育児相談



ベビーシッター
一時預かり
ファミリーサポートセンター



家事ヘルパー
シルバー人材センター



衣類・布団の
クリーニング



保育園・幼稚園・放課後児童クラブ等の保育施設での実費徴収金（バス代・おやつ代・延長保育代など）



歯科フッ素塗布
任意予防接種



県内遊園地・動物園・プール
映画館
親子で参加したコンサート



子育てタクシー
（子どもと同乗した場合、一般のタクシーも可能）



おむつ・ミルク
おしりふき

哺乳瓶は対象外です。



写真館での記念写真
（撮影に伴う衣装レンタル・アルバム代を含む）

領収書、レシート等は、換金のお手続きが済むまで、大切に保管してください。

※右のステッカーの貼ってあるお店では、会計時に直接チケットで支払えます。登録店舗はホームページに掲載しています。



【対象世帯】

埼玉県内にお住まいで、平成 29 年 4 月 1 日以降に出生した第 3 子以降のお子様を含めて、3 人以上のお子様(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子)を養育している世帯

【申請期限】

第 3 子以降の出生年の翌年 2 月 15 日迄（事務局着）

（注意：チケット利用可能な残存期間を十分にとれますよう、期日にかかわらず、お早めの申請をお願いいたします。なお、申請期限を過ぎますと、満額分の交付は出来ません。2 年目、3 年目からの交付となります。）

【申請書類】

- 1 申請書（別添の様式） ホームページから様式をダウンロードすることもできます。
- 2 「住民票（コピー可）」または「子ども医療費受給者証（コピー）」
「住民票」は、保護者及び 3 人以上のお子様全員分を含む世帯全員分（本籍及びマイナンバーの記載が無く、続柄の記載があるものが必要です。住民票の代わりに「子ども医療費受給者証」のコピーを提出する場合には 3 人以上のお子様の全員分のコピーが必要です。

【申請書類の郵送先】

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋WESTビル
埼玉県 3 キュー子育てチケット事務局 宛

【交付するチケットについて】

4～12月生まれ…誕生した年度中に利用できるチケットを1年目チケットとして交付します。

12月生まれのみ、申請時に事務局にお問い合わせをいただいた場合に限り、翌年度チケットを1年目として切替えが可能です。

1～3月生まれ…誕生した年度の翌年度中に利用できるチケットを1年目チケットとして交付します。申請時に事務局にお問い合わせをいただいた場合に限り、誕生した年度のチケットを1年目として切替えが可能です。